

## 消費者行政の体制の在り方・ヒアリングレジメ

2012・3・2

石戸谷 豊

## 第1 はじめに

## 1 評価・検討の留意点

## ○ 評価と検討の対象は消費者行政の全体であること

消費者行政推進会議、消費者庁国会における審議を通じて共通認識となったのは、消費者・生活者の視点に立つ行政全体のパラダイム転換が必要ということで、新組織がその拠点ということである。

## ○ 消費者庁の所管法は消費者関連法の一部であること

現状においては、消費者庁は消費者行政の一部を担っているという認識が重要である。

消費者庁国会で、政府提出の消費者庁関連3法案と民主党提出の消費者権利院法案が対立したのは、まさにこの点を巡ってである。つまり、多数の消費者関連法のなかで、(当時)29本だけを所掌する消費者庁を作ったとして、消費者行政全体がなぜよくなると言えるのかという問題である。

消費者行政に関連が深い法律として200本とか300本という数が増えられたが、そのうち29本だけの法律を所掌するだけでは、消費者行政の転換が図れないのではないかという問題意識である。

## 2 消費者庁

## (1) 消費者庁の司令塔機能

## ○ 司令塔機能とは

上記の問題について、政府原案は、情報の一元的収集・分析と他省庁に対する措置要求(消費者安全法16条)をもって答え、消費者庁は司令塔であるとした。

これに対して民主党案は、29本の法律だけを新たな組織に移管したからといって問題は解決しないし、消費者関連法を全部移管する巨大な省を創設することになる、内閣不一致が生じるような措置要求は実際には発動できない、などを理

由に、自らは法律を所管しないで全省庁に消費者のために適切な権限行使をさせる仕組みが重要だとして、消費者権利院の創設を主張した。

この議論の結果は、周知のとおり、政府案を修正して、消費者庁と消費者委員会を創設するという事になった。（以上の経緯については、石戸谷「消費者庁と消費者委員会の誕生（上）－消費者庁関連3法の成立－」国民生活研究49巻2号）

そこで、検証すべきはまずこのキーポイント、つまり多数省庁にまたがる消費者行政の転換を図るため、消費者庁は司令塔として機能し消費者委員会は監視機能を発揮したのかという点にあると考える。そして、機能していなければその原因と対策を検討するという道筋になるはずである。

## ○ 2つの司令塔機能

### ① 措置要求

消費者安全法16条は、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定があり、その実施が速やかに行われることが必要な場合は、内閣総理大臣が所管大臣に措置請求することができるとしている。一般には、これを司令塔機能としている。

### ② 特命担当大臣の権限

しかし、これとは別に、内閣総理大臣は行政各部の施策の統一を図るため特に必要な場合に、特命担当大臣を置くことができ（内閣府設置法9条）、特命担当大臣は内閣補助事務に関しては、関係行政機関の長に対して資料提供、説明要求、勧告、勧告に基づく措置の報告要求、勧告した事項に関する内閣総理大臣への意見具申などの権限が付与されている（同法12条1～4項）。

そこで消費者庁国会において、政府原案を修正し、内閣府設置法4条1項17号新設した。その内容は、「消費者基本法第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生

活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項」を明記したということである。

この修正の意義は、消費者問題に関する基本的な政策に関する事項が内閣補助事務であることを明確にし、特命担当大臣の上記の権限行使がしやすくなるという点にある（4月27日参議院消費者問題特別委員会での宮崎内閣法制局長官の答弁）。

つまり、消費者担当大臣は各省を含む消費者行政全体に係る総合調整機能をもつことが明確化された。これにより、消費者行政全体の司令塔機能がいっそう充実したものとなった。

#### ○ 評価・・・実績があるのか

ところが、これまでの活動経緯をみれば、上記権限が行使された実績は見当たらず、肝心の司令塔機能は発揮されないままである。

担当大臣の権限行使ができるためには、担当大臣が頻繁にかわるという状態を変える必要がある。さらに、全省庁の消費者行政に目を光らせるというためには、専任の大臣であることが望まれるが、大臣を支える部門を充実させ、総合調整機能を果たせるようにすることも必要である。

司令塔機能については消費者庁国会でも審議時間をかけている。当時、中国産ギョーザ問題などを背景としていたため、消費者庁がそのような場合にどう機能するのかが質問され、消費者安全法に基づき重大事故等に関する情報として消費者に注意喚起することと、「担当大臣の指示のもとで緊急対策本部を必要に応じて設置し、厚労省や農水省、警察、（輸入品の場合は外務省も）等、関係省庁間での緊密な連携協力を図り、業者に自主回収を要請する、あるいは所管する業法による行政処分を促す、さらには措置要求する」などの答弁が再三なされた。

しかし、実際問題として、このような緊急対策本部が設置された実績があると

は聞いたことがない（国会審議では、緊急対策本部のほか、タスクフォースという言葉も出た。しかし、タスクフォースを設置したとか機能したという話も聞かない）。

大臣側・消費者庁側双方に、緊急対策本部に即応できる組織上の体制整備が必要である。

## （2）情報の一元的収集・分析等

司令塔機能は情報の一元的収集・分析・公表と関連するので、ここで言及しておくこととする。

この関係では、ユッケ問題や茶のしずく石鹼の事件の検証が必要である。

ユッケ事件は、2011年4月下旬に福井県、富山県、横浜市などで焼き肉チェーン店で腸管出血性大腸菌O111によって汚染されていたユッケを食べた4人が相次いで死亡したという事件である。本件を巡っては、2011年7月15日付消費者委員会消費者安全専門調査会報告書において、「国が、あるいは消費者庁が、事故情報を一元的に収集し、消費者行政の司令塔として注意喚起を図っていくという消費者安全法の趣旨が、十分に生かされたとは言い難い対応であったと思われる」と指摘されている。

茶のしずく石鹼の事件については、日本アレルギー学会には1000件を超える症例が報告され、各地の消費生活センターにも936件の相談が寄せられたとする広範囲かつ深刻な被害が生じた。この件に関する消費者庁の対応の問題性については宮城弁護士の説明に譲るが、この件も消費者安全法の規定が立法時期待していたような機能を発揮しなかった事例である。

情報の一元的収集・分析・公表については関連省庁を含め多くの問題があり、消費者委員会でも「消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議」（平成23年7月22日）において早急な改善を求めている状況にある。

## （3）所管法の執行

消費者庁は、単独あるいは他の省庁といわゆる共管で法律を所管している。し

かし、その執行力が消費者庁に移管した後では、むしろ低下したことは既に指摘されている。

特に、安愚楽牧場の破たんが重大である。安愚楽牧場は2011年8月9日に民事再生を申立てたが、東京地裁は11月8日に民事再生手続き廃止決定をし、12月9日には破産決定を出している。

消費者庁は、特定商品等の預託等に関する法律（農水省から移管）を所管していたが、農水省は立ち入り調査を行ない定期報告の指示を出すなどしていたのに、移管後はこれらの措置をとらず、破たんするまで放置していた。

その結果、被害者数7万3000人、被害総額4300億円と言われる戦後最大の消費者被害事件になるまで被害を拡大させてしまった。

消費者庁の上記対応が問題であったことは、既に国会審議で確認されている（本年2月24日衆議院予算委員会質疑）。

業法を所管する以上、法の執行しなければならないのは当然で、法の執行がなされないと分野を問わず違法状態を放置することにつながり、その結果被害が拡大し深刻になる。

消費者庁が所管している法律に関して戦後最大の消費者被害事件が起こるといふ事態は、衝撃的である。信頼を回復するには、早急に執行体制を整備しなければならないし、また執行体制とともに法の不備に対しては時代の変化に対応した法整備が必要である。

#### （4）企画立案

企画立案は、消費者庁の重要な所掌事務である（設置法4条1号）。

既存の法律のほとんどは、縦割りの産業育成省庁が業者を監督するための行政上の取締り法規である。これを横断的にかつ消費者・生活者目線の法律に転換させる必要があるが、その作業は膨大でこの分野についても課題が山積している。

この問題は消費者委員会にも関連するので、後にも言及する。

### 3 消費者委員会

#### (1) 監視機能と審議会機能

消費者委員会は、超党派合意で誕生し、消費者庁だけでなく全省庁の消費者行政を監視するという監視機能を持たせるものであったが、同時に消費者の声を反映させるため個別法に定められた審議会部分を受け持つこととされ、これが審議会機能と言われる。

#### (2) 監視機能について

##### ○ 監視機能と司令塔機能

消費者庁の司令塔機能は、上記のとおり消費者庁が所管していない多数の法律分野について、担当省庁との連携や総合調整等を図るというものである。これに対して消費者委員会は、全省庁に対して消費者行政の観点から適切な権限行使や制度改善を求めることができ、これを監視機能とされる。

しかし、司令塔機能と監視機能は、一般にイメージされているように明確に区別されるものではない（この点については石戸谷「消費者庁と消費者委員会の1年（上）－司令塔機能と監視機能をめぐって－」国民生活研究50巻2号）。この点を実際の建議や提言を例に確認してみる。

##### ①「有料老人ホームの前払い金に係る契約の問題に関する建議」（平成22年12月17日）

厚生労働省は、この建議を受けて、90日ルール of 法制化等の措置を講ずることを求めた部分について、老人福祉法の改正・高齢者の居住の安全確保に関する法律の改正等に対応した。

⇨ これは、監視機能を果たしたとも言えるし、厚生労働省に対して司令塔の役割を果たしたとも言える。

##### ②「マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議」（平成23年5月13日）

国土交通省は、この建議を受けて、勧誘規制の強化を求めた部分について、宅地建物取引業法施行規則を改正して対応した。

⇨ これも、監視機能を果たしたとも言えるし、国土交通省に対して司令塔の役割を果たしたとも言える。

③「未公開株等投資詐欺被害対策について（提言）」（平成22年4月9日）

金融庁は、この提言を受けて金融商品取引法を改正し、無登録業者による未公開株等の売買契約を原則無効とし、罰則を強化あるいは新設する等の対応を行った。

⇨ これも、監視機能を果たしたとも言えるし、金融庁に対して司令塔の役割を果たしたとも言える。

○ 評価と検討

建議や提言を例に司令塔機能と監視機能をみてきたが、同じような問題は他の場面でもある（上記の国民生活研究50巻2号では、消費者基本計画をめぐる消費者委員会の役割を検討し、消費者庁と共に消費者行政全体に対する司令塔の役割を果たしたと評価している）。

消費者委員会のこの他省庁の所管法や制度・運用の改善に対する機能と実績は、正当に評価される必要があり、また、今後の役割分担に活かされるべきである。この点についても、国民生活センターのあり方とも関連するので、後述する。

(3) 審議会機能について

消費者委員会の上記のような監視機能が評価されるのに対して、審議会機能については問題がある。監視機能と審議会機能が両立するのかという問題は、発足当初から指摘されていた（櫻井敬子「消費者庁および消費者委員会」自治実務セミナー2009年7月号4頁ほか）。

個別法で消費者委員会の意見を聴かなければならないとされているものとして、①消費者基本法②消費者安全法③割賦販売法④特定商取引に関する法律⑤特定商品等の預託等取引契約に関する法律⑥食品安全基本法⑦不当景品類及び不当表示防止法⑧食品衛生法⑨農林物資の規格化及び品質確保の促進等に関する法律⑩家庭用品品質表示法⑪住宅の品質確保の促進等に関する法律⑫国民生活安定緊急措置法⑬個人情報保護に関する法律などがあり、さらに内閣府令で消費者委員会の意見を聴くとされているものに特定保健用食品の表示の許可がある。

こうした個別法の審議会機能は、消費者委員会が担うのが適当かどうかを個別に検討したわけではなく、超党派による消費者庁関連3法案の修正に際して、個

別法の消費者庁への移管に際して、一括して消費者委員会に移すこととしたものである。

このため、例えば特商法に関して言えば、法改正については消費者委員会の意見を聴く必要はないが、政令については聴かなければならないということになっており、バランスを欠いた内容のままになっている。また、そもそも消費者庁の企画立案機能の強化などの観点から、審議会機能を消費者庁に置いたほうがいいものもある。

他方、消費者委員会の上記の建議や提言に基づいて各省庁が法令を改正した経緯を見ても、消費者委員会は問題の所在と対応の骨子を提案し、それを受けた法技術的な問題は所管省庁が担うという役割分担は妥当と考えられる。

そうすると、それと横並びで、消費者庁が所管する法律についても、消費者庁の審議会で法案作成に係る詳細設計の部分を検討するという方向が検討されているのではないかと。

こうした観点からして、消費者基本計画を初めとして、消費者委員会で担うのが適当と考えられるものを検討して残し、消費者庁で担うのが適当と考えられるものは消費者庁に移すことを検討すべきと考える。

#### 4 国民生活センター

国民生活センターの中核的機能は、相談・あっせん・ADRという苦情・紛争解決の一連の事務であり、それに関連して商品テスト・地方支援・研修という事務があり、また、一般向けの情報提供や啓発という事務がある。

##### ○ 相談・あっせん・ADR

相談・あっせん・ADRの事務については、その順番に準司法的色彩が強くなる。

こういった事務、特にADRを行政機関が実施できるのか、そもそも疑問がある。さらに、ADRに関しては、独立行政法人国民生活センター法40条1項が、「センターは、和解仲介手続によって重要消費者紛争が解決されなかった場合において、和解の仲介の申請をした消費者が当該和解仲介手続の目的となった請求

について訴えを提起するときは、訴訟の準備又は追行の用に供するための資料(重要消費者紛争解決手続において当事者が提出したものを除く。)で内閣府令で定めるものを提供することができる。」と規定して、消費者側への訴訟援助を可能としている。

また、法的にできるかできないかは別の問題として、妥当かどうかという問題が重要である。相談・あっせん・ADRという一連の事務は、業法のほか民事法・裁判例等をフルに活用して当該事案の妥当な解決を目指すものである。そのなかでは、様々な法解釈が検討される。仮にこれを消費者庁の施設等機関が行うとした場合には、行政機関の性格上、自ら所管する法律に関しては有権解釈庁としての画一的解釈により、他の省庁の所管法に関しては担当省庁の解釈運用に従うはずである(そうでないと、特に事業者側に不満や混乱が生じる可能性が強い)。これでは、相談・あっせん業務の大幅な変質を招く。この問題を回避する方策については、後述する。

#### ○ 情報の分析・提供

相談・あっせんから得られた情報は、PIO—NETを通じて集約され、分析されており、その情報や分析が関係省庁や消費者委員会に提供され、一般にも発信されている。

この事務に関して、従来から消費者庁が介入してすぐに対応できない事案については法改正等の問題提起の記載を控えるように求められた例等が指摘され、独立行政法人通則法3条3項(独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない)に照らして問題があると批判されている状態にある(消費者委員会平成23年6月10日「消費者行政体制の一層の強化に向けた検討報告—「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」中間整理を踏まえて—」31頁)。こうした状況の中で仮に国民生活センターが消費者庁の施設等機関となった場合には、消費者庁に都合のよくない情報が出なくなる可能性がある。

また、国民生活センターの情報提供が消費者に対する注意喚起のため早期に行われているに比較して、行政権限をもつ消費者庁が行う情報提供は、違法性を見極めや関係省庁との協議などから相当程度遅くなる(日本弁護士連合会2001

年2月18日「国民生活センターの業務・事業見直しに対する意見書」では、クレジットカード現金化の件と未公開社債事件の件について比較を行い、両社とも消費者庁のほうが約7か月遅れたことを指摘している）。

他方、この情報の分析や提供の問題を、別の観点から検討してみる。

国土交通省が消費者委員会の上記建議を受けて対応策を検討した際、平成17年度以降P I O－N E Tに登録されている相談情報（約2万5千件）の調査・分析を行い、その調査結果・分析等の結果を踏まえて宅地建物取引業法施行規則の見直しをすることとしたと報告されている。

また、有料老人ホームの前払い金関係の上記建議をするに際しては、消費者委員会はP I O－N E Tの情報の分析を踏まえ、さらに補充調査を行っている。これを受けて厚生労働省も苦情等の事実を踏まえて対応策を検討している。

このように、国民生活センターの情報は、消費者庁だけでなく、消費者委員会や関連省庁の調査・分析の貴重な基礎資料となっているのである。

消費者行政全体を見る場合には、国民生活センターがどの省庁に対しても迅速に情報や問題の指摘ができる仕組みになっていることが必須である。情報を受けた各省庁は、必要があれば補充調査を行うなどして、その専門的知見を活用して自ら迅速な対応をとるべきである。このことは、消費者安全法に基づいて消費者庁に情報を一元的に集約することと矛盾するものではない。

消費者行政全体を強化するとの観点からすれば、消費者庁の強化だけを考えれば足りるというものではない。

## 5 まとめ

以上、消費者行政全体の強化という観点から見た場合、次のように考えられる。

消費者庁は、消費者行政全体の司令塔の役割を果たせない現状にある。

他方、消費者委員会は建議や提言・消費者基本計画（策定過程、フォローアップ過程）等を通じて、他省庁に対して司令塔的な役割を果たしている。この機能

を正当に評価した運用を工夫することを考えるべきである。また、消費者庁の企画立案機能を強化するため、消費者委員会の審議会機能を再配分することを検討すべきである。

設置法附則3項は、「消費者の利益の擁護及び増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方を見直すとともに、当該法律について消費者庁及び消費者委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」と定めている。消費者行政推進基本計画でも、幅広い法律について引き続き消費者庁による関与について検討を行う必要があるとして、43本の法律を例示している。

消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの機能強化は、この附則3項の検討をする中で考えられるべきである。そして、他省庁の所管法・人員・予算等を再配分することによって、消費者行政全体の強化を図るべきである。

国民生活センターは、消費者問題の全分野に関して情報を持ち、相談・あっせん業務を通じていち早く問題を発見することが可能である。消費者委員会も、全省庁に建議や提言ができるという意味では国民生活センターと共通した面があるが、独自の情報収集能力は低く、一次的には国民生活センターの情報に依拠する必要がある。そこで、両者の緊密な連携が図られるべきである。

他の省庁も、所管分野について独自に情報を持つが、迅速に国民生活センターからの情報提供や問題の指摘を受けることで、その専門的知見を一層活用して消費者問題に対応することができる。

以上からすれば、国民生活センターを消費者庁の施設等機関とするという方向は弊害が大きく、採用すべきではない。国民生活センターの相談・あっせん・ADRという中核機能を活かし、迅速な情報提供と問題指摘を全省庁・消費者委員会が等しく活用できるためには、消費者庁と別組織にする必要がある。

したがって、一定の独立性をもちつつ国が運営費を措置する法テラス型の特別の法人として独立行政法人改革の路線から除外するという方向が考えられるが、国の組織とする場合には消費者庁の下ではなく内閣府に位置付けた特別の機関とすることが適当である。

なお、上記のとおり、国民生活センターの果たしている役割のうち各省庁に問題を提起しあるいは提言を行うという点は、むしろ消費者委員会の業務に近い面がある。消費者委員会が8条委員会であるという現状では無理があると思うが、もともと民主党の消費者権利院は国民生活センターを吸収して300人程度の事務局体制とするという構想であった（階猛「消費者権利院関連二法案と国会審議の概要」自由と正義60巻5号96頁）。消費者委員会を3条委員会とする場合は、こうした仕組みも可能と考える。

## 第2 ヒアリング項目について

### ヒアリング項目1 消費者行政の評価(消費者行政推進基本計画の6原則に照らして)

#### ○ はじめに

第1において述べたとおり、消費者行政は多数の省庁によって担われている。消費者行政推進会議の消費者行政推進基本計画は、新組織として消費者庁を創設するというものであるが、消費者庁国会においてこれを大幅に修正し、消費者庁と消費者委員会を誕生させて全消費者行政につき司令機能や監視機能を発揮するという仕組みとした。

こうしたことからすると、評価の対象は全消費者行政との関係であるべきで、評価に際していわゆる6原則に照らすというよりは消費者庁国会において全会一致で修正して誕生させた消費者庁と消費者委員会が、その期待された機能との関係で検討するのが適当と考える。

また、消費者庁及び消費者委員会設置法附則3項が、消費者庁関連3法の施行後3年以内に見直しの検討をする際に勘案すべき事項として「消費者被害の発生又は拡大の状況、消費生活相談等に係る事務の遂行状況その他経済社会情勢」をあげていることも重く受け止めて検討すべきと考える。

- そのうえで、6原則との関係について。
- ① 消費者にとって便利で分かりやすいという原則の進捗状況の欄には「消費者庁が消費者行政の司令塔」「消費者委員会が監視機能を発揮する」としているが、現実には司令塔の機能が発揮できていないこと、消費者委員会については監視機能だけではないこと、などは第1に述べたとおりである。
  - ② 消費者・生活者がメリットを十分実感できるとの原則については、メリットを十分実感している人は少数派という現状ではないか。特に、法執行において深刻な問題があることは第1で述べたとおりである。
  - ③ 迅速な対応の原則についても、第1で指摘したとおり深刻な問題がある。緊急対策本部（閣僚級）があげられているが、実績や成果があるのであれば具体的に示していただきたい。
  - ④ 専門性の確保の原則も、専門性が確保されている現状にあるとは思えない。
  - ⑤ 透明性の確保の原則との関係では、平成22年12月7日閣議決定の「独立行政法人の事務・業務の見直しの基本方針」において、国民生活センターについて「法人を廃止することを含め、法人のあり方を検討する」とされたが、突然のこの決定の不透明さは深刻で、その悪影響は計り知れない。  
また、地方消費者行政の充実、国の新組織の創設と車の両輪として重視された事項である。設置法附則4項にも、国の支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え必要な措置を講ずるとしており、この検討は消費者委員会が行うこととされ、消費者委員会において平成23年4月15日「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」を行ったが消費者庁においてこれを尊重しているようには思われない。
  - ⑥ 効率性の確保の原則として記載されている問題も、第1で指摘したとおりである。

## ヒアリング項目2 国民生活センターの各機能の国への移管に当たり、強化すべき点、留意すべき点は何か

これについても第1で述べたとおりで、国への移管に限らず、全省庁・消費者委員会が国民生活センターの迅速な情報提供を活用して対応できることが消費者行政全体から見て重要であり、消費者庁の問題点についても国民生活センターが制約さ

れることなく指摘できることが必要である。したがって、その意味での業務の自主性・独立性が強化されることが必須である。

また、相談・あっせん・ADRという準司法的な業務を円滑に遂行するためにも、同様のことが言える。

そのうえで、次の点を指摘する。

(強化すべき点)

- ① 消費者に対する情報提供・注意喚起をこれまで以上に迅速に行うこと。
- ② 消費者行政活性化基金によって地方自治体の消費生活センター・相談窓口の整備を進めている現状では、相談業務を高度の専門性をもって支援することが重要。
- ③ 各地の消費生活センターで解決困難な事案についての紛争解決手続（ADR）を、さらに充実すること。
- ④ 地方の消費生活相談員への専門的な実務研修をこれまで以上に強化することが必要であるし、消費者行政担当職員の資質の向上のための研修はこれまで極めて不十分で、大幅な拡充が必要。

(留意すべき点)

- ① 国民生活センターの職員を消費者庁に組み入れて消費者庁の業務を強化するという発想では、国民生活センターが本来果たすべき機能が弱体化したり失われたりする。消費者庁の人的体制も増員・強化すべきだが、国センの人的体制も強化が必要。
- ② 「国家財政が深刻な状況の中で、消費者行政全体の強化をいかに図るか」という問題は、前述した設置法附則3項の「消費者の利益の擁護及び増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方を見直す」という文脈で検討する必要がある。そのうえで、「当該法律について消費者庁及び消費者委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」という観点から、他省庁の所管法・人員・予算等を消費者庁、消費者委員会、国民生活センターに再配分することによって、消費者行政全体の強化を図るべきである。これを独立行政法人の整理合理化の議論の発想で検討するのは消費者庁国会での超党派合意の趣旨からかけ離れており、消費者庁関連3法の附則・附帯決議にも反する。

### ヒアリング項目3 消費者庁・消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方、特に国民生活センターの機能を担う国における具体的な組織

これについても、第1で具体的に述べたとおりである。繰り返しになるが、消費者庁の施設等機関は弊害が大きく反対である。消費者庁の強化は無論必要であるが、消費者行政全体の強化のためには、消費者委員会の事務局体制の強化の必要性も消費者庁国会当時から指摘されている。国民生活センターについても、消費者庁だけを強化すればいいという観点で進める問題ではない。法テラス型の特別の法人として独立行政法人改革の路線から除外するという方向が考えられるが、国の組織とする場合には消費者庁の下ではなく内閣府に位置付けた特別の機関とすることが適当である。